

茅ヶ崎市勤労者生活資金融資で新型コロナ特別支援枠をお申し込みの皆様へ

茅ヶ崎市では、“茅ヶ崎市勤労者生活資金融資制度”の「新型コロナウイルス特別支援枠」を資金使途として貸付を受けた方の負担を軽減するため、融資に係る利子・保証料を助成する、「生活資金利子等補給金制度」を実施しています。

申請は、利子・保証料を支払った翌年の1月から2月末日までに行っていただきます。

申請時期が近づきましたら、市からご案内をお送りいたします（毎年12月頃予定）ので、必要事項をご記入の上、FAXまたは茅ヶ崎市の公式ホームページ内の入力フォームで「申請書送付依頼」をいただきますよう、お願いいたします。

・ご不明な点がある方は、茅ヶ崎市役所 産業観光課までお問い合わせください。

生活資金利子等補給申請書 送付依頼

生活資金融資 申込者氏名	
住 所	市
電 話 番 号	
対 象 者 区 分 該当に○を付けてください	勤労者 ・ 自営業者 ※この制度の対象者は、このどちらかの方のみとなります。
借 入 先 金 融 機 関 支店名	中央労働金庫 ----- 支店
返 済 開 始 年 月	年 月

担当・送付先：茅ヶ崎市 経済部 産業観光課

電話：0467-82-1111（代表）内線2393

0467-81-7144（直通）

FAX：0467-57-8377

HP：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/roudou/1048064/1048068.html>

